



# ぽかぽか

2017年



## 明けまして おめでとうございます

平成29年、最初の“ぽかぽか”を皆様にご覧いただくにあたり、私たち医療福祉支援相談室の今年の抱負について、お話しさせていただきたいと思えます。

筑西市と桜川市の高齢化率が30%直前となり、小学校区を一つの地域とした場合、既に30%を超えているところも複数あり、高齢者夫婦世帯もこの10年で2倍近く増え、生活保護世帯に至っては、2倍以上の勢いで増加していることがデータで示されています。

協和中央病院の患者様をみても、病気の治療は勿論ですが、自宅での療養困難、介護困難、経済的な事情などが課題となり、療養面、生活面で支障をきたしている方が大変増えて参りました。

私たち医療ソーシャルワーカー及びケアマネジャーの業務指針、職業倫理は、「病院は病気を治すところ」という医療機関としての役割を基本とし、病気以外の課題を患者様と一緒に考えていくところにありますが、その具体的な方法として、医療制度や介護制度、福祉制度など、社会資源の活用が主に考えられます。その中の医療及び介護の制度が平成30年の4月に同時改定されることになっており、その内容次第では、私たちや患者様を取り巻く環境が少なからず変化してくることが予想されています。

例えば、病床機能の見直し、健康保険及び介護保険の自己負担率、負担割合の見直し、施設利用の対象者や利用期間の見直し、軽度者に対する居宅介護サービスの見直しなどが報じられていますが、その内容が今年の9月頃から少しずつ公表され、来年の2月にはその全貌が明らかになると予想されます。

私たちは、医療ソーシャルワーカー、ケアマネジャーの立場で、各制度の改定作業の情報を検索し、現在の制度の内容と比較しながら、患者様や利用者様が、医療機関、施設や自宅において、制度が変わっても、引き続き必要な援助が受けられるよう準備しなければならぬと感じています。



協和中央病院の医療ソーシャルワーカーは、現在入院されている患者様を中心に常に140名程、また、ケアマネジャーは在宅で220名程の方を対象に支援をさせていただいておりますが、全ての患者様、利用者様に対し、各制度に係る情報を正確で分かり易くお伝えしていきたいと思えますので、どうぞ今年一年、宜しく願い申し上げます。

(医療福祉支援相談室 室長 青柳 利之)



# 介護保険の保険証等 について



しっかり管理し、大切に保管しましょう！

## <介護保険被保険者証（介護保険証）>

筑西市…緑色 ●

桜川市…灰色 ●

65歳以上の方全員と、40歳から64歳で要支援・要介護認定を受けた方に、介護保険被保険者証（介護保険証）が送付されます。介護保険証は、要支援・要介護認定申請を行うときや介護保険サービスを利用するときに必要になります。介護認定を受けていない方の介護保険被保険者証には有効期間がありませんので、交換は不要です。介護認定を受けている方は、その方に応じた有効期間（6～24ヶ月など）が設定されており、有効期間が切れる60日前に更新のお知らせが郵送で届きます。

## <介護保険負担割合証>

筑西市…黄色 ●

桜川市…白色 ○

介護サービスを利用したときの利用者負担割合は、一律1割でしたが、平成27年8月1日からは、一定以上の所得がある方の介護サービス利用者負担割合が2割になりました。これにあわせて、介護サービスなどを利用したときの利用者負担割合を記載した「介護保険負担割合証」が、要支援・要介護認定を受けているすべての介護保険被保険者に交付されます。新規認定者の方は認定結果通知と併せて送付されます。既に認定を受けている方は7月中旬に送付されます。

## <介護保険負担限度額認定証>

筑西市…緑色 ●

桜川市…白色 ○

施設サービス（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設）や短期入所サービスを利用したとき、所得の低い方を対象に、食費と居住費を軽減します。軽減を受けるには市役所介護保険課へ申請が必要です。有効期限は、「7月31日まで」です。8月1日以降も引き続き減額を受ける場合は、更新手続きが必要です。



## 編集後記

新しい年がスタートしました！

今回は、新年号ということで恒例の医療福祉支援相談室スタッフの集合写真と、「介護保険証について」掲載させていただきました。

今年も「ぽかぽか」がより充実した内容で皆様に提供できるよう努力して参ります。

2017年が皆様に幸多き年となりますようお祈り申し上げます。

（脇田・渡邊・中塚）



### ★ ご意見・ご連絡先 ★

医療法人 恒貴会 協和中央病院  
医療福祉支援相談室  
発行責任者 青柳 利之

〒309-1195  
茨城県筑西市門井1676番地1

TEL 病院代表 0296-57-6131  
相談室直通 0296-57-7205  
相談室直通 0296-57-7230  
(休日・夜間 090-6935-3337)

FAX 0296-57-4676  
URL <http://www.kokikai.com>  
Eメール [renkei@kokikai.com](mailto:renkei@kokikai.com)

